

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社東和銀行（証券コード:8558）

【据置】

長期発行体格付 **BBB+**
格付の見通し **安定的**

■格付事由

- 群馬県前橋市に本店を置き、群馬県および埼玉県を主要営業地盤とする資金量約2兆円の第二地方銀行。格付は中小企業向け取引を中心に両県で一定の事業基盤を有していること、第二地銀平均に比べ高い収益性を維持していること、公的資金を除いたコア資本比率は格付対比十分な水準にあること、などに支えられている。一方、基礎的な収益の減少への対応が今後の格付のポイントである。
- 19/3期のコア業務純益は前期比28.9%減の75億円となった。前期に大幅に増加した国債等債券損益以外のその他業務利益の反動減による影響などが大きく、一時的な要因を除けば小幅減益であった。もともと、貸出金利回りの低下などにより資金利益は減益傾向にあることから、貸出金利回りの低下抑制を図るとともに、業務改革などによる経費削減の効果で、基礎的な収益力を維持できるか注目している。
- 19年3月末の金融再生法開示債権比率は2.32%と、前年同月末比0.5ポイント改善した。依然として、第二地銀平均に比べるとやや高い水準にあるが、不良債権については保守的な引き当てがなされている。また、その他要注意先で未保全額が大きい先が少なくないが、総じて業況が改善基調にあることなどから、当面与信費用が大きく膨らむ懸念は小さいとみている。
- 有価証券運用については、円金利資産中心のポートフォリオ運営で慎重な運用方針をとっている。金利リスク量はやや増加しているが、今後は抑制的な金利リスク運営を行っていく方針のため、大きく増加する可能性は低いとみられる。また、その他の証券残高が増加しているが、株式関連の価格変動リスク量は少ない。
- 18年5月に公的資金350億円のうち200億円を自己株式として取得し消却したため、19年3月末の連結自己資本比率は9.69%と前年同月末比2.08ポイント低下した。しかし、公的資金等を除いた調整後ベースのコア資本比率は8%台と問題のない水準にある。今後も内部留保の積み上げと慎重な有価証券運用により、現状程度のコア資本比率の水準は維持できるとみられる。

（担当）大山 肇・加藤 厚

■格付対象

発行体：株式会社東和銀行

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	BBB+	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2019年7月3日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：大山 肇
3. 評価の前提・等級基準：

評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：

本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2014年5月8日)として掲載している。
5. 格付関係者：

(発行体・債務者等) 株式会社東和銀行
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：

本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：

JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいで行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル